

<p>第 29 回 大田区移動等円滑化推進協議会 (書面会議) 意見まとめ</p>	<p>日時：令和 4 年 8 月 2 日 (火) ～ 令和 4 年 8 月 16 日 (火) 会場：書面会議のため、なし</p>
<p>■ 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第 28 回大田区移動等円滑化推進協議会【書面】の振り返り (2) 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定に向けて (3) 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の構成について (4) 特定事業(案)の進捗報告等について <p>■ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委嘱状 ・ 表決書 ・ 次第 ・ 協議会委員名簿 ・ 大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱 ・ 書面開催にあたっての説明事項 ・ (資料 1) 第 28 回大田区移動等円滑化推進協議会 意見の要旨及び回答一覧 ・ (資料 2) 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定に向けて ・ (資料 3) 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の構成 ・ (資料 4) 特定事業(案)の進捗報告について ・ 返信用封筒 	

■ 質疑応答/意見交換

1. 第 28 回大田区移動等円滑化推進協議会【書面】の振り返り

委員長 : 第 28 回回答一覧(3) 1, 私の発言に対して、「バリアフリー化のための工事に国庫補助事業の活用を行っていない」ということだが、これは補助事業活用制限があるということか。あるのであれば問題だが、バリアフリー化改修も十分な「教育環境の改善」であることを担当者は認識すべきではないか。教育環境の改善とバリアフリー化が異なるという受け止め方についての認識を疑問に思う。

委員 : 協議会の開催について、オンラインも検討してほしい。普段は参加できない方々の参加も見込める可能性もあり、前向きに扱える内容かと思う。

委員 : (1) -2 意見の要旨の改修は回収ではないか。

委員 : 資料 1 (1) について委員長がおっしゃる通り、施工時の確認も重要な点検だと思う。今までも点検させていただいた中で竣工後の点検で不備があった場合でも変更不可となっていることがあった。資料 1 (3) 1・3 について心のバリアフリーの普及啓発の実施(障害理解)については、ぜひ、すべて

の小中学校での実施をお願いしたい。心無い言葉を言われ傷ついた障害のある人がいる。

委員 : 公共施設の点検や、まち歩き点検の重要性の意見が多く、現場でいただいたご意見を参考に関係部局間で検討し改善に生かしていくことが大切になる。

2. 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定に向けて

委員長 : ① 代替案に賛成する。大切なのは、代替案を執行する場合の合理的な判断（「構造上の制約」とはどんなことを指すのかなど）を示しておくこと、協議会での議論を進めてほしい。

② 新たな心のバリアフリー事業については、本来の教育啓発事業を狭めないようにお願いしたい。特に小中学校教育との連携、調整が必要だ。事業者等は BF 法でも定期報告が求められていますのである程度問題ないが、学校教育については具体化していない。学校教育との連携が進めば、地域、保護者などほぼすべての対象に関係してくる。校長会や教育委員会との連携、文科省学校 BF 通知の周知徹底等をよろしくお願いしたい。

委員 : 「心のバリアフリー」とは何か明確に委員が認識する必要があるかと思う。少しあいまいな表現が間違った議論に進む可能性が危惧される。

委員 : 改正のポイントの表記に意見を反映していただきありがとうございました。

委員 : 資料 2 3. II について、新たに「心のバリアフリー事業」を設定することに大いに期待している。今年度、障害福祉課主催で志茂田小学校 4 年生対象に「心バリアフリー」理解啓発授業を行う。また、福祉管理課が窓口となり、依頼があった学校で、障害理解として「総合的な学習の時間」でワークショップをしている。課を超え、関係部署と連携していただきながら、ぜひ、進めていただきたいと思います。

委員 : 心のバリアフリーが素晴らしいと思う。

委員 : 独自で評価できる事業であるが、「バリアフリー整備代替案（ソフト事業）」と「心のバリアフリー事業」が似ており、違いが分かりづらい。

委員 : 教育施設であるため、他の生活関連施設と同様のハード整備（例：授乳室の整備）は難しく感じている。すいすいプラン計画期間中、代替案（ソフト事業）のみでの対応となることも考えられる。計画策定時に柔軟に対応できるような記載があると助かる。

3. 大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の構成について

委員長 : 構成については承認する。内容については議事 2 へのコメントと同様だ。

委員 : 重点整備地区の拡大で施設や経路の優先順位の変化が従前後であるのであればその辺りは協議する必要はあると思う。

委員 : 2-3 の表に施設数の加筆、3-3-③の表記を行政とする案の意見を反映していただきありがとうございました。用語の統一。3 頁目にイラストが加わり

見やすくなると共に、イメージしやすくなった。

委員 : 資料3 第3章3-2について、プラットホームから主要な出入り口までのバリアフリー化された経路の確保とともに駅ビルから駅改札口までの安全な動線の確保もお願いしたい。(蒲田駅)

資料3 第3章3-3について、現在、福祉管理課を窓口として行っている「総合的な学習の時間」のなかで障害理解として、希望された学校のみでの授業となっている。これを希望校のみとせず、すべての学校で行えるよう、取り組みをお願いしたい。また、普通級においてもグレーゾーンの児童が増加傾向にある。教員がその対応の仕方にとっても苦労されている学校が多い。教員自身が障害への理解があることで、保護者への対応、児童との関り方が変わってくると思う。ぜひ、教員向けの障害理解の機会(障害者団体のワークショップ)をお願いしたい。

委員 : 独自で評価できる事業であるが、「バリアフリー整備代替案(ソフト事業)」と「心のバリアフリー事業」が似ており、違いが分かりづらい。

委員 : 第4章4-2③建築物特定事業、「案内サインの改善」事例写真について、バリアフリー法改正を契機に、東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正があった。「だれでもトイレ」を表示せず、ピクトグラムのみを表示とする旨、対応が求められており、6月に庁内周知を図った。この趣旨を踏まえ、対外的な資料、広報物も含め、「だれでもトイレ」と表示された写真・文章は使用しないようお願いしたい。

4. 特定事業(案)の進捗報告等について

委員長 : 今後の具体的な検討時にさらに議論を進めましょう。

委員 : 代替案を議論する場が設けられるとよいと思う。特定事業の完了されているものにも経年しているものがないか確認する時期でもあると思う。

委員 : 特定事業(案)の進捗について、ご報告ありがとうございました。

委員 : スピーディな対応と実施をお願いしたい。

委員 : 特定事業のイメージ、基本構想への記載イメージということで了解した。特定事業の代替案については、作業部会における検討結果が反映されるようにお願いしたい。

5. その他

委員 : 書面開催で意見が通常の対面・オンライン開催よりも多く出される傾向があれば、開催方法の一つとしての意義は高いように思う。(資料1をみて)

委員 : 心のバリアフリーに関しては引き続き障がい者理解として実施をお願いしたい。

委員 : 道路の特定事業数の内訳を教えてください。

委員 : これまでの意見にも有ったが、「心のバリアフリー事業」を進めるに当たって、

新規採用職員や各施設管理者等を対象に、障害者理解のための研修機会を増やしてほしい。

委員 : 例えば、トイレ内のカーテン設置はブース内のセンサーに干渉することがあるなど、思わぬところに制約が生じることもある。ハード整備においては個々に現場を確認し、検証の上、現実的な対策を検討する必要がある。

委員 : 福祉管理課所管の大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプランも令和6年度に改定となる。両課の計画・施策について、引き続き情報共有、連携させていただきたい。

委員 : 本議事内容の進展・実現に向けて、協議会委員の皆様の前向きなご検討を是非ともお願いしたい。

以上